

第 1 3 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成 2 9 年 3 月 1 4 日（火） 午後 1 時 3 1 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 平成 2 9 年 3 月 1 4 日（火） 午後 2 時 1 6 分

4. 出席委員（14人）の番号及び氏名

1 番 澁谷 秀明	2 番 太 田 豪	3 番 成 田 悦 夫	4 番 高 橋 洋 美
5 番 三 浦 久 利	6 番 佐 藤 正 悟	7 番 棟 方 廣 光	8 番 川 村 博 行
9 番 澁 谷 和 仁	10 番 貴 田 德 正	11 番 瀬 戸 弘 之	12 番 石 村 孝 憲
13 番 瓜 田 良 一	14 番 相 馬 一 二	15 番 下 山 勝 源	16 番 成 田 春 光

5. 欠席委員（2人）

- 1 番 澁谷秀明
 13 番 瓜田良一

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 第 2 参与及び書記の任命
 第 3 議案第 5 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可の意見について
 議案第 6 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地賃貸借契約転用許可の意見について
 議案第 6 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 6 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について
 議案第 6 3 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 6 4 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 6 5 号 公売買受適格者の証明について
 議案第 6 6 号 農作業の賃金協定の決定について
 議案第 6 7 号 鶴田町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について
 報告第 3 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 3 4 号 使用貸借合意解約書の受理について
 報告第 3 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 一人	事務局次長 佐々木 明彦	総括主幹 齋藤 千帆	主査 佐藤 春奈
------------	--------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 3 1 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 4 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 1 3 回鶴田町農業委員会総会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、9 番澁谷和仁委員と、1 0 番貴田徳正委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、佐藤局長、佐々木次長、書記には齋藤総括主幹、佐藤主査を任命いたします。

会期の件を、議題といたします。
 お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは、議案の審議に入りますが、議案第59号から議案第67号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。

まず最初に、議案第59号の審議に入ります。
事務局より、説明願います。

事務局 議案第59号農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可の意見について。
農地法施行令第7条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。

本案件は1件です。

場所につきましては、配布している資料の「第13回総会議案第59号農地転用許可申請位置図」をご確認ください。この土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇番地、地目は畑、面積は871㎡です。申請理由は農業用倉庫建築になっています。ただ、その場所につきましては事前転用されていますので、県知事宛の事前転用始末書を添付のうえ、申請するものです。

農地区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則的には転用申請できないことになっていますが、県の構造政策課と協議したところ、集落に接続している土地なので、不許可の例外で転用可能であるという回答をもらっています。

この場所は、県道持子沢・鶴田線の瀬良沢ふれあいセンターから東側へ300mの辺りに位置しており、申請者の宅地及び申請者の農地に囲まれている土地なので、付近に被害を及ぼすおそれがないと思われます。以上です。

議長 それでは、議案第59号について、現地調査をした委員から報告をお願いします。
8番、川村博行委員。

川村委員 はい、8番川村です。

それでは、報告いたします。

去る3月7日、貴田徳正委員、事務局と現地調査をいたしました。この場所は、県道持子沢・鶴田線の瀬良沢ふれあいセンターから、東へ300mの辺りに位置している畑の転用申請であります。

申請地の面積は871㎡で、転用目的は農業用倉庫建築であります。現状は既に転用されていて、申請者の農業倉庫などの敷地に使用されています。申請地の周りは、申請者の宅地及び申請者の農地であり、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。以上、報告を終わります。

議長 ただいま説明のありました議案第59号について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第60号の審議に入ります。
事務局より説明願います。

事務局 議案第60号農地法第5条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約転用許可の意見について。

農地法施行令第15条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。

本案件は1件です。

場所につきましては、配付している資料の「第13回総会議案第60号第5条農地転用許可申請位置図」をご確認ください。この土地の所在は、鶴田町大字〇〇字〇〇〇〇〇の〇、地目は畑、面積は1,049㎡です。申請理由は、ワインの製造、保存施設、販売所建築になっています。

農地区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則的には転用申請できないことになっていますが、県の構造政策課と協議したところ、集落に接続している土地なので、不許可の例外で転用可能であるという回答をもらっています。

この場所は、県道持子沢・鶴田線沿いで鶴田高校から北側へ400mの辺りに位置しており、申請地の北側が県道、東側が宅地、南側及び西側は水路ではあるが、土砂等が流出しないよう土留擁壁が設置される計画であることから、付近の農地に被害を及ぼすおそれがないと思われま

議長 それでは、議案第60号について、現地調査をした委員から報告をお願いします。
8番、川村博行委員。

川村委員 はい、8番川村です。それでは、報告をいたします。
去る3月7日、貴田委員、事務局と現地調査をいたしました。この場所は県道持子沢・鶴田線沿いで鶴田高校から北側へ400mの辺りに位置している、畑の転用申請であります。申請地の面積は1,049㎡で、転用目的はワインの製造、保存施設、販売所建築であります。申請地の周りは、北側が県道、東側が宅地、南側及び西側は水路になっていますが、土砂等が流れていかなないように土留め用の擁壁も造られることになっており、付近の農地に被害を及ぼすおそれはないと認められます。以上、報告を終わります。

議長 ただいま説明のありました議案第60号について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第61号から議案第62号及び議案第65号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

10番、貴田徳正委員。

貴田委員 はい、10番貴田です。
それでは、報告をいたします。
去る3月7日、川村委員、事務局と現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が10件、賃貸借が4件、農地法第3条の適用を受ける買受適格証明願いが4件です。いずれも、耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。なお、冬期間通行不可能な場所にある農地については、目視できるところまで行き、積雪量以上の雑草が生えていないこと等を確認いたしました。以上です。

議長 それでは、議案第61号について事務局より説明願います。

事務局 議案第61号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は10件です。
No.1からNo.10について説明いたします。平成29年2月7日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が3件、普通売買が3件、一括贈与が3件、贈与が1件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

議 長 【なし】

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

議 長 次に、議案第62号について事務局より説明願います。

事務局 議案第62号農地法第3条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は4件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第63号について事務局より説明願います。

事務局 議案第63号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は1件です。
本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第64号について事務局より説明願います。

事務局 議案第64号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は1件です。
本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第65号について事務局より説明願います。

事務局

議案第65号公売買受適格者の証明について。

農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。

なお当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。

本案件は4件です。

No.1からNo.4について、売却実施の期限及び最低公売価格は記載のとおりです。

農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第66号について事務局より説明願います。

事務局

議案第66号農作業の賃金協定の決定について。

平成29年度農作業の賃金協定について、別紙資料に基づき総会の決定を求める。

次のページの賃金表のところをお願いします。灰色の部分を変更したいという案でございます。

変更の理由につきましては、平成28年10月20日に青森県最低賃金が1時間あたり716円に改訂されたことによる変更となっております。1時間あたり716円かける8時間で5,728円となりますので、切り上げて1日あたり8時間で5,800円と変更するものです。ほかの作業のところは、変更はございません。

今回の賃金表の案につきましては、3月3日に農業委員運営協議会役員会を開催して検討し、作成したものであることを申し添えます。以上です。

議長

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第67号について事務局より説明願います。

事務局

議案第67号鶴田町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について。

農業委員会等に関する法律第7条に基づき、鶴田町農業委員会にかかる「農地等の利用の最適化に関する指針」を次のとおり定める。

次のページをご覧ください。読み上げます。

【鶴田町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針を読み上げる】

この指針につきましては、平成28年度から始まった農地利用最適化交付金事業を進めていく上での目標と方法でございます。

指針の内容は、昨年5月総会の議案第12号の「農業委員会の適正な事務実施について」の中の、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」とほぼ同じ内容となっております。

また、この指針は農地利用最適化交付金事業の実施計画書を作成する時点で定めていましたが、総会に付議するよう指導があり、今回上程したものです。以上です。

議長

暫時休憩します。(1時31分)

再開します。(1時56分)

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは、表決に入ります。

議案第59号から議案第67号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

次に、報告第33号について事務局より説明願います。

事務局 報告第33号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。

No.1からNo.4について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第34号について事務局より説明願います。

事務局 報告第34号使用貸借合意解約書の受理について。
このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。
No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第35号について事務局より説明願います。

事務局 報告第35号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1、No.2については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質問を打ち切ります。

暫時休憩します。(午後 1 時 5 9 分)

再開します。(午後 2 時 1 6 分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第 1 3 回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後 2 時 1 6 分)